



山形県公報

平成25年7月5日(金)
第2458号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(情報企画課) ……785

### 告示

- 地方税の収納の事務の委託に係る変更……………(税政課) ……786
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……788
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……789
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……790
- 同……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同

## 規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月5日

山形県知事 吉村美栄子

### 山形県規則第72号

#### 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則(平成16年1月県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「住所」を

|      |  |
|------|--|
| ふりがな |  |
| 通称   |  |
| 住所   |  |

に改め、同様式の注書中第4

項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同注書に第1項として次の1項を加える。

- 1 住民票に通称が記載されている方は、必ず通称を記載してください。

別記様式第2号中 「住所」を

|      |  |               |
|------|--|---------------|
| フリガナ |  | に改め、同様式の注書中第4 |
| 通称   |  |               |
| 住所   |  |               |

項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同注書に第1項として次の1項を加える。

- 1 住民票に通称が記載されている方は、必ず通称を記載してください。

別記様式第3号中 「住所」を

|      |  |               |
|------|--|---------------|
| フリガナ |  | に改め、同様式の注書中第4 |
| 通称   |  |               |
| 住所   |  |               |

項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同注書に第1項として次の1項を加える。

- 1 住民票に通称が記載されている方は、必ず通称を記載してください。

**附 則**

この規則は、平成25年 7月 8日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第662号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により委託した平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間に係る地方税の収納の事務について、次のとおり変更があった。

平成25年 7月 5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 委託した収納事務

県税（法人の県民税、県民税の利子割、法人の事業税、個人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉾区税、狩猟税、産業廃棄物税、料理飲食等消費税及び特別地方消費税に限る。）に係る徴収金の収納事務

2 変更に係る事項

受託者の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称              | 所 在 地             |
|------------------|-------------------|
| 地銀ネットワークサービス株式会社 | 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号 |
| 株式会社山形銀行         | 山形市七日町三丁目1番2号     |
| 国分グローサーズチェーン株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目1番1号  |

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 株式会社ココストア         | 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号       |
| 株式会社ココストアイースト     | 茨城県土浦市小松二丁目13番1号         |
| 株式会社サークルKサンクス     | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地          |
| 株式会社しんきん情報サービス    | 東京都港区港南一丁目8番27号          |
| 株式会社スリーエフ         | 神奈川県横浜市中区日本大通17番地        |
| 株式会社セイコーマート       | 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地    |
| 株式会社セーブオン         | 群馬県前橋市亀里町900番地           |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8           |
| 株式会社デイリーヤマザキ      | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号       |
| 株式会社ファミリーマート      | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号         |
| 株式会社ポプラ           | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 |
| ミニストップ株式会社        | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地        |
| 株式会社ローソン          | 東京都品川区大崎一丁目11番2号         |

(変更後)

| 名 称              | 所 在 地                 |
|------------------|-----------------------|
| 地銀ネットワークサービス株式会社 | 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号     |
| 株式会社山形銀行         | 山形市七日町三丁目1番2号         |
| 国分グローサーズチェーン株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目1番1号      |
| 株式会社ココストア        | 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号    |
| 株式会社ココストアイースト    | 茨城県土浦市小松二丁目13番1号      |
| 株式会社サークルKサンクス    | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地       |
| 株式会社しんきん情報サービス   | 東京都港区港南一丁目8番27号       |
| 株式会社スリーエフ        | 神奈川県横浜市中区日本大通17番地     |
| 株式会社セイコーマート      | 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地 |

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 株式会社セーブオン         | 群馬県前橋市亀里町900番地           |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8           |
| 山崎製パン株式会社         | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号       |
| 株式会社ファミリーマート      | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号         |
| 株式会社ポプラ           | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 |
| ミニストップ株式会社        | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地        |
| 株式会社ローソン          | 東京都品川区大崎一丁目11番2号         |

3 変更年月日 平成25年7月1日

#### 山形県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------------|----------------|------------|
| か る べ ク リ ニ ッ ク | 村山市楯岡新町四丁目9番6号 | 平成25. 6. 1 |

#### 山形県告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日      |
|-----------|---------------------|---------------|------------|
| 介護ハウスかじょう | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 山形市城北町一丁目9番7号 | 平成25. 3. 1 |

#### 山形県告示第665号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日       |
|-----------|------------------|---------------|-------------|
| 介護ハウスかじょう | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 山形市城北町一丁目9番7号 | 平成24. 4. 30 |

**山形県告示第666号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年7月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成25年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長           |
|------------------------------------|------|--------------------|---------------|
| 天童市大字荒谷字本条16番16から<br>同 字日川1238番5まで | 旧    | 36.2メートル<br>} 8.6  | メートル<br>1,195 |
| 同 上                                | 新    | 36.2メートル<br>} 16.4 | 同 上           |

**山形県告示第667号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東田川郡庄内町、最上郡大蔵村地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年6月19日から平成26年1月17日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ）

**山形県告示第668号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市山谷地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年6月27日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（道路計画）

**山形県告示第669号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 上山市公共下水道
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の延長
- 4 事業施行期間  
昭和50年3月5日から平成30年3月31日まで

**山形県告示第670号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 上山市公共下水道  
(最上川流域下水道（山形処理区）上山市流域関連公共下水道)
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の延長
- 4 事業施行期間  
平成14年3月8日から平成30年3月31日まで

**山形県告示第671号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成25年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第138号
- 2 指定の場所 東根市神町西四丁目314番2の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長37.21メートル
- 4 指定年月日 平成25年6月25日